

国立療養所菊池恵楓園の将来構想実現に向けた協議会 平成26年度第1回協議会 会議録	
日 時	平成26年8月12日（火） 14時～15時00分
場 所	菊池恵楓園自治会ホール
会 議 内 容（記載が不十分な発言あり）	
1 開 会（司会：坂本政策課長）	
2 挨拶（荒木合志市長）	
<p>長年、私から提案させていただいていました国、県、市、地元自治会にお集まりいただき、今日のハンセン病問題の解決に向けた話し合いをしていきたいということが、市長になってからこの将来構想を引き継いだことに対して、私なりに検討をしていました。将来構想をまとめていただいておりますが、誰が責任を持って、いつまでに解決していくのかを、次のステップということでまとめていただいた物であると思いますが、この中で、啓発と社会化というのが地方自治体、所在であります合志市としましては、しっかりとやっていかなければならないという思いが、この構想を生かして具現化していくのか思い悩んでいました。恵楓園を管理については職員の皆さん方でしっかり管理していただいている、全体的な予算又はこの土地の管理になりますと財務省ということになります。また、一体的なまちづくりということでは、啓発と併せて市民のご理解、ご協力、このようなものが根底にないと出来るものではありません。保育園をとという構想では、取りあえずは承知していただきました。しかし、これを実際実行しようとしたときに、土地の問題、また、無認可等の問題など色々なトラブルがありました。これを解決していくのは、地方の自治体である私たちだけでは、どうしても乗り越えることができない、様々なハードルがありました。出来れば今日の協議会の中で、一定の方向性、結論をしっかりと出させていただきたいということが、最初、全国の中で提案させていただきました。けっして恵楓園の皆様をないがしろにしているわけではありません。ただ、過去のいきさつの中で、決定権がどこにあるのか、そのようなことを突き詰めていきますと、どうしても霞ヶ関である国に決定権があるのではないかと、という思いがありまして、4年このような提案をしながら本日、協議会と言う形になった訳です。県のほうにも再三、どこが窓口で、どういった施策をやっていくのかを相談させていただいたこともありますが、なかなか多岐にわたる項目になりますと、それぞれの窓口で断られます。そのような中で、健康づくり推進課が窓口になるという結論をいただきました。市では健康福祉部の福祉課が対応していますが、まちづくり、地域との社会化ということになってきますと、横断的に又全庁的に対応が必要になってきます。そこで市長直轄で設置しています政策部と福祉課が総合窓口になって、この問題を一つひとつ対応していくことになります。しかし、現実的には、志村会長を中心とした自治会の方々の、あってはならないと思いますが、ハンガーストライキ的な運動なども、逆にやらなければならないという窮地に落ちられて、職員の皆様方の定数の問題も見直しされるということもありました。やはり、関係者の皆様方が知恵を出して、方向性を出していけば、何がなんでも解決をとということではないのですが、前向きに、また後ほど提案させていただきますこの将来構想の中には、このようにあったほうがいいのかなどの夢の部分が含まれています。これをもう一度精査をして、実際どの部分やるのか、どの部分は現実的には変えていかなければならないのか、これ</p>	

らを皆様方が一堂に会した中で、それぞれの責任、権限の中で答えを出していただければありがたいと思います。ただ、少し邪魔くさい言い方をしますと、オブザーバーという言葉は使わない、オブザーバーと言うのは、会議には参加するけれども意見は言わない。と言うことは、責任は取らないということ。私は、オブザーバーというのは、この会議には一切必要ないと思います。本当に、前向きに、そして、しっかりと結論を出していく、そのような会議でありますので、全員の方が異口同音に責任と共通の認識をもってこの会議を進めていただければ、結果がしっかりと出るのではないかと期待をしています。地元の市長として、限界なことが多分にしてありましたが、その点も提案の中に含ませていただいておりますので、しっかりとご理解とご協力をいただいて、何と言っても隔離と言う耐え難い苦難と苦勞を受けてしまわれた入所者の方々を中心として、その人権体制と併せて、生活環境の整備、それから何と言っても、皆様方が切望されています地域と一体となった社会化、このようなものを含めて、私は、短期間の中に結論を出せれば、それが一番いいことであると思っていますので、是非、この協議会を通じて答えを出していけるようにがんばっていきますので、皆様方の暖かいご支援とご理解をいただき、いろいろな行き違いがあったかとは思いますがご容赦いただき、私自身も多分に言葉が荒くなりまして、言っている内容と伝えたい意味がなかなか伝わらないということで、皆様方にもご迷惑をかけたと反省しております。そのようなことも含めまして、今日は第1回ということで非公開とさせていただきます。この非公開と言いますのは、今日はいろいろな角度からいろいろな意見を聞いて自由に発言していただきたい。そして、第2回目からは、公開と言うかたちになりますので、あの時言っておけば良かったということがないように、できればいろいろな角度からのご意見を賜りたいと思っています。是非皆様方のご理解と、そして結果が意義のあるものにしていきたいと思いますので、改めて皆様方のご理解をお願いしましてご挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

3 出席者紹介（司会者より）

4 国立療養所菊池恵楓園の将来構想実現に向けた協議会（仮称）設立の概要について

（合志市役所後藤福祉課長より資料に沿って設立の概要を説明）

（司会者）：5番の議事になりますが、事前のアンケートの中で、この協議会の座長については、アンケートの項目の中で、「合志市長が務める」ことで皆様方のご了解を得ておりますので、議事の進行につきましては荒木市長にお願いします。

5 議 事

（合志市長）：座長につきましては、先ほども言いましたように所在であります合志市が中心となって入所者の方々の環境整備をするのは、当然責任の一端であり、菊池恵楓園将来構想のまとめ役の委員長を市長がやっていたということもありました。これを引き継いでやっていくのも当然私の責務であります。そのような観点から当面は、座長を私のほうでやったほうがいいのではないかという思いもありましたので、改めてご理解をいただきたいと思っております。

それでは、議事に入ります。議事の1番のアンケート結果につきまして、事務局より説明をお願いします。

(1) アンケート結果の報告

(後藤福祉課長)：アンケートのまとめの資料をご覧ください。1番の協議会の名称ということですが、このアンケートによって総合的にまとめたものが、もう一枚規約の案として付けています。今からこのアンケート結果を踏まえて、規約の検討を行っていきますので、よろしくご検討をお願いします。1番の協議会の名称についてということで、事務局から提案させていただいた中で、園よりご意見をいただいていますので、ご説明をお願いします。

(酒本菊池恵楓園長)：将来構想の策定から5年経っているのでどうかという思いがある。改めて策定について議論する必要があるのではないかと出していますが、名称には特に策定という部分だけの異論はありません。

(後藤福祉課長)：今ご意見をいただきました将来構想の策定の文言を追加してはどうかということですが、園長先生から言われたことも含めてこれから協議をしたいという思いがありますので、名称につきましては、このままでいかがでしょうか。

(荒木合志市長)：後ほど協議事項も一つ一つ整理していきます。その中で、前回の中にも入ってなかったものも当然あると思います。時間が経過し、相手も変わって来ていますので、将来構想にあるものだけを議論し、その他を議論しないということではありません。ここにあるものでも、やらないということになるかもしれません。逆に無いものでも、やらなければいけない物もあると思います。そこは方向性を示す意味で、ただ、構想を作るという意味ではなく、具現化するという事です。ここにあるもの、また、新しく検討しなければいけないものを、誰が、いつまでにやるのかを今回の協議会で結論をだすということが目的であり、私自身は名称にはこだわりませんが、内容を議論をする場所にしたいと思えますので、できれば、事務局から出しています案でよろしいでしょうか。自治会の志村会長は、いかがでしょうか。

(志村自治会長)：これは、これでいいのではないのでしょうか。本来は、将来構想を作る段階から誰が、いつまでやるかなど書いたほうがいいという意見もあったが、いろいろ問題もあって、市に全てお任せするということで、将来構想を何とかまとめたということです。

(荒木合志市長)：今、志村会長から話がありましたが、平均年齢的に高齢化されていますので、時間をかけて変更すると言う時間的な余裕は無いと思っています。鈴木室長さん、いかがでしょうか。

(鈴木管理室長)：名称に関しては、ありません。

(荒木合志市長)：名称よりも中身ということで、名称につきましては、このまま決めさせていただきたいと思います。それでは、引き続き、規約を提示させていただいておりますので、規約についてをお願いします。

(後藤福祉課長)：名称は、このままでいきます。それから、目的の部分ですが、アンケートの目的について事務局案に対していろいろご意見をいただいています。それぞれ国の考え、園の考え、県の考えが出ていますので、協議をお願いします。

まず、国の考えとしては、菊池恵楓園（国）（必要に応じてオブザーバーとして厚労省

も参加)としてほしい。次に菊池恵楓園の考え方としては、事務局で提案した、2行目の「各機関の考えや構想を出し合いながら意見をすること」の間に、調整集約という言葉を入れてはどうかということが一つと、「そう協力関係を結び、いつまでに実施するのか」の後に、など、具体的な将来構想の策定を行い、その実現に近づけていく」としてはどうかという考え。また、熊本県としては、この資料に書いてあるとおりの意見をいただいていると言うことです。

(荒木合志市長)：先ほど言いましたが、オブザーバーとしてはということは却下させていただきます。考えが違うというのは必要かもしれません。ただ聞いて帰るということではないため、オブザーバーという言葉をあえて使う必要は無いということです。次の調整集約ということですが、それでも、「具体的な将来構想の策定を行い」と言うのは、随時、いつ誰が進めていくのかを決めていくのがこの協議会の目的であると思っていますので、改めて何かを策定するということではないということです。結論を出していくということです。ですから、いろいろ意見を出していかないと具現化しませんので、策定と言うと策定で止めてしまうことがある。その後はどうするのかの別の会議をということで、少し意味合いが変わってしまうので、私は、この協議会の本来の意味がなくなってしまうと思いますので、恵楓園の皆様方には策定と言う事ではなくて、具現化という具体的なものでいきたい。策定というのは、話し合いの中で提案をしてもらいたい。それに対してどう考えるかは、この中でできると思います。策定を目的にはいけない。

(志村自治会長)：自治会のほうからも将来構想については、あまり細かいことを出していない。今第3センターを造ってしまっていて、あれが完成して、やっと移ったわけですが、皆さんに是非聞いていただきたいと思うのは、わずか100mもない、50~60mの距離を移動して、自分の部屋がわからなくなる。施設の東の方に少しの人がいらっしゃるが、その方たちを新しい施設に半強制的に移動してもらう。自発的ではなく、そのような形になった場合、まさに認知症というものがあって、できる事ならら 一帯、この辺はどうか、園、それから市との共有とか、何かできませんかということを、こちらから申し上げることが必要だと思っているわけです。しかし、現実には、住んでいる人、その人達が消極的であるため、こちらが積極的に動くと言うことはなく、消極的な態度をこれまで取ってきたということを承知していただきたいと思います。

(荒木合志市長)：先ほど言いましたように、必ずしもここに出た話を全部具現化するというのは、現実的には難しい面があると思います。ただ、共通の認識にしないと答えが出てこないということもあると思います。たとえば、項目的に入れたらいけないことかもしれませんが、地域全体のまちづくりもありますので、恵楓園が、この地域が浮いてしまっただけではいけない。溶け込んでいなくてはいけないというふうに、自治会の皆様に対して、溶け込むことがいいと思う方が居られることは、今静かにしておいてほしいという方も現実的には居られるのではないかと考えています。そのような方を一方的にこのようにしましよと言うべきではないと思っています。また、県は無らい権運動の検証の中で、センターをとの知事に発言があります。そのようなことと前後して ら と言うはなしもありました。私たちも、出きるならばこれをきっかけに子ども達のふれあいの場所も、できれば施設として

近隣に作る事ができないか、保育園とは別にですね。そのようなことも考えてはいますけれど、これも全て関係者の同意をいただかないと、我々も進める事ができないなど今の問題として出てきています。そのようなことも含めて、我々も提案しなければならないと思っています。いずれにしても、先ほど言いましたように、何か構想を策定するというのが目的ではありませんので、ここに書いてあるもの、書いてないものを解決していくというように捉えていただければありがたいと思います。策定にこだわりますか。

(酒本菊池恵楓園長)：名称のところの策定については、今議論していただいていることなどを入れるということであればいいです。調整集約については。

(荒木合志市長)：調整集約はいいと思います。県はどうでしょうか。

(下村健康づくり推進課長)：この目的では、人・予算措置などの課題の整理が必要となるため、具体的な協議が進まないのではないかと、懸念と言うことで書いていますけれども、先ほどの市長の話、それから、この会の進め方、取り組み方の話を聞いておきますと、そういったものも含んでいると言う意味では変更する必要はないと思います。

(荒木合志市長)：一番プレッシャーがあるとすれば鈴木さんのところではないかと思いますが、どうですか。

(鈴木管理室長)：先ほど市長からオブザーバーのことがありましたが、お話の中ではそのように受け賜っておりますし、私どもの考えもお話しています。この場でのお答は園と一緒にあり、やはり頻度にもよることだと思えますが、毎回毎回来るのは難しい場合があります。ということで、オブザーバーという言葉を入れさせていただきました。ただ、会議には出席できるように調整していきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

(荒木合志市長)：鈴木室長から、出先と言う考え方は止めて欲しいとうことです。恵楓園には、責任と権限が与えてあると言うように捉えてもらえれば、わざわざ国のほうからダブって来る必要は無いのではないかと。ですから発言も恵楓園側の発言として捉えたほうがいいので、自分たちはオブザーバーという言葉を使いましたと言われました。分からないでもありませんが、どうしても恵楓園というのは、皆様方の環境整備、現行管理、このようなことを主眼としてやっておられますので、この施設の運営、また一帯としたまちづくり、そのような受け入れなどは与えてはいないでしょうという話をした。そのようなことで、私は違うと言っている。ですから恵楓園をないがしろにしているつもりもないし、相談すべきことは相談するし、ただ、予算等の、または、ここの使い方の将来というのは、国がしっかりと考えていくべきではないか。ですから、オブザーバーという言葉は使うべきではない。来れない時には、理由があつて来れないと言つていただければ、協議会としては、それで進められるとお話をしてきました。それでは、目的については、これで決着をさせていただきます。

(後藤福祉課長)：それでは、規約にもどります。事業につきましては、これから様々な事業がでてきますので、現在の目的を達成するために必要な事業を行うと言う言葉に留めています。組織につきましては、それぞれの組織の文言は明記していません。会長につきましては、事前のアンケートで、全ての方々からご了解をいただいています、「合志市長をもって充てる」としています。「会長は、協議会を代表し会務を総理する」ということ。後は、「会

長に事故あるときは、あらかじめ指定する者が会長の職務を代理する」と言う文言を追加させていただいています。それから、会議につきましては、回数は明記していません。「必要に応じて会長が召集し、会議の議事の運営を行う」としています。アンケートでは、2回程度は少ないのではないかと回答を、国や自治会からいただいています。自治会からは、緊急の場合は事務局に提案すると言うことで、年に2回程度は春と秋や、夏と冬というようになりますが、そうではなく、緊急性がある場合は、会長である市長が認めたときには召集をして会議の開催もありえるということで、事務局としては、このような文言にさせていただいています。それから、2番に「協議会の会議は、原則として公開とする」としています。アンケートでは、原則非公開としていましたが、通常は情報公開が原則です。初回の今回については非公開で、自由な意見を出して次回に繋げるという意味で非公開としていますが、皆様方の了解を得ながら、非公開・公開の判断をさせていただければと言うことで、記載しています。協議会の事務局は、福祉課がと言うことでアンケートには書かせていただきましたが、今後政策課等も入ってきますので、「会長の所属する構成団体に置く」と言う文言にしています。解散につきましては、「協議会の目的が達成されたときは解散」と言うことになっています。以上規約についての説明を終わります。

(荒木合志市長)：何かご意見があればお願いします。

(鈴木管理室長)：協議会の開催頻度ですが、他の地域の打合せがあつたりしますので、緊急の場合は都合があつたりする場合がありますのでご了承いただければと思います。

(荒木合志市長)：基本的には、自治会の皆様と恵楓園と話をして協議会を進めたい。県については、近くにありますので大丈夫かと思えます。国の事情等を含め、園長とも事務局と話をさせていただいて、あらかじめどの時期に開催したほうがいいのかと言う調整をしながら、進めたい。決めておくと、決まっているからやらなければいけない、決めているから緊急にしようとする調整がきかなくなる。会議については、調整をしながら開催していきたい。県からは何かありますか。

(下村健康づくり推進課長)：県からは、公開についてということで出しています。公開が原則と言うことで書いています。ただ、原則公開ですけど、下に書いているように個人情報に該当するものとかがあれば、その時間だけ出いただくとかができるということです。

(荒木合志市長)：それでは、ご了承をいただいたということで、案を消していただいて、これを規約として使わせていただきます。次に本題に入りますが、将来構想に示された各項目の協議ということで、勝手ながら私たちのほうで、これは、どこが責任を持ってやるべきではないかと言うことで、○印を付けさせていただいています。それでは、ご意見を聞いて集約をしていきたいと思いますが、この資料は、恵楓園の将来構想の中に書いていたものを、一項目ずつ並べたものです。決して新しいものではありません。最後に、構想の中には乗っていませんが、今、目の前で方向性を出さなければいけないものもありましたので、幾つかを上げさせていただいています。それでは、啓発から一つ一つ進めさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

(坂本政策課長)：資料「菊池恵楓園将来構想で示された課題・問題点・具体策」の1ページの啓発の中の重点事項の3項目について説明。

(荒木合志市長)：3点について説明をしましたが、これについてご意見はありますか。

(志村自治会長)：この資料で枠を付けていない。

(荒木合志市長)：実は、後ほども出てきますが、私たちは今このあたりの重点開発というのを、元々自治会が持っておられる、御代志の駅との間にあります土地を、たとえば人権回復、福祉向上、または社会化の窓口、そのようなものを市として何か考えはないかということで提案をさせていただきました。それによって、合志市が進めている「市の顔」が現在ないので、駅前とあのあたりの土地を利用して、人権、福祉、そのような拠点を整備することはできないかと言うことで、今、国の指導を受けながら鋭意調査をして、将来の絵を書こうとしているところです。その中で開発が進んできますと、人口増等がありますと、実はまだ公にはしていませんが、一部の学校に加重に子ども達が増え続けることになってしまうということ、出れば分散化をしたいという考え方もあります。また、前から子ども達の声、賑わいなどをこの園の周辺にできないかというのが、志村会長の色々なアイデア等もいただいています。そうこうしている中で、もう一つ土地等の問題がありませんでしたので、あそこの10ヘクタールを利用して教育施設、子ども達が使う教育施設、または、子ども達の健康管理の給食センター等々で使うことが出来ないかと言う私たちの気持ちもありました。この医療刑務所という具体的な話と、先ほどの人権センターというものと、どうしても重なっていくのか、それとも人権センターとして拠点を整備すると言う考え方と、医療刑務所と言う考え方と別々に考えていくのか、そのあたりが私たちが分からないところがありました。ただ、今日、結論を出してくれと言うことではありません。

(志村自治会長)：現在建っている医療刑務所は、86年にできました。それから、あそこに入った人は、4月から10月までにたった1人。その後は全然入っていない。ハンセン病の人に刑罰をもって、非人間性というものが如実に現れている。なおかつ半年間入った人がハレンチ罪、これは罪と言えば罪なんですが、普通は留置場に1週間かそこら入れるぐらいではないんですか。それが、半年間もあそこに入れて、そんなたった一人のために国が刑務所にお金を使ったかと言う象徴的なものですから、どうしても、あそこを使って人権学習をやりたいというように考えています。もう一つは、現在の資料館ですが社会交流会館、これはもうまもなく70歳ですね。あそこもいずれは厚労省にお願いして資料館を造っていただきたいと言う今後の課題として、そのようなことを私たちは考えています。先般、人権啓発センターとして残すと言うことで、既に署名が10万を超えています。それほどの署名が集まっていますので、是非とも、あの部分だけを残して、それ以外の用地で給食センターを造られるとか、そのようなことについては、何ら差し支えはないということ、将来の考え方の中の検討資料としてもらいたいということです。

(酒本菊池恵楓園長)：社会交流会館の建替えて閉鎖は

(志村自治会長)：閉鎖と言うのは考えていません。そこまで含めての話ではありません。

(酒本菊池恵楓園長)：それから、職員住宅があったところの後ろ側ではなくて、今ある刑務所の南側ですね。

(志村自治会長)：そうです。今現在建っている刑務所の南側です。

(荒木合志市長)：医療刑務所の建物は残してほしいと。外側の塀の外の部分はいらぬということ

ですか。

(志村自治会長)：はい。職員の官舎のところは関係ない。

(荒木合志市長)：この資料の中で、自治会のところに○が付いていないのは、関係ないということではありません。考え方の中で、できるものは○印を付けてもらうという意味です。重点事項の一番目は、園も市も自治会も入るということで○を付けてください。

(鈴木管理室長原渕補佐)：1番目のことですが、この件については、全国協議会のほうでも話が出ています。1952年度に法務省が作られて、また、昭和60年ぐらいですか、必要があって法務省が改築されて今の状態になっていると理解しています。人権擁護局という局が法務省にありまして、人権について、とりわけハンセン病とかHIVとかについて、すごく力を入れて、啓発活動をしているところであります。医療刑務所を造られたのは法務省でありますし、また、国として人権啓発を所管しているのも、法務省であります。国とかたちで括れば当然国なんですけれども、厚労省と言うよりも、法務省の管轄としての位置づけであるということで、私たちから法務省のほうに、このご要望についてお伝えさせていただいております。法務省人権擁護局も、引き続きご要望を聞かせてくださいということをお話しております。この国とは、法務省を含めたものであるということをお話しておきたいと思えます。

(荒木合志市長)：今日、会長の職をいただきましたので、近々本省のほうに私が打合せと言いますか、考え方を聞きに行きたいと思えます。その後会長のところに行きたいと思えます。財務省のほうにも行かなければならないものですから、具体的な面積、どこまでという具体的な面積をもう一度確認をとらせていただいて、それを持って、それ以外の土地はどうするのか、そのようなことも含めて財務省とはやらないと、その部分だけ残して、その回りは知らないという話では、向こうも答えられないし、また、我々も提案するとき地価の話をしながらか、こういう形にしたらどうですか、その場合はこのような配慮も出来ませんかなど、そのようなことも具体的に少し提案させていただく。上から見た地図を作らせていただいて、お互いが歩み寄れるかをそれを持ってお願いしたい。それと、鈴木室長からもう一度細部の方向性だけは、報告をしていただければ助かります。

(原渕補佐)：法務省にですか。

(荒木合志市長)：はい。

(鈴木管理室長原渕補佐)：といたしますか、法務省に窓口があるんですけれども、私たちではなくて、協議会として掛け合ってくださいというのではないかと思います。

(荒木合志市長)：直接、話をしに行ってみたいと思えます。

(志村自治会長)：第2施設については、厚労省に引き取ってくださいと言っていますが、厚労省のほうは、引き取ったら何でも引き取ることになるから、そのことで慎重になっている。

(荒木合志市長)：全部一緒です。知事が言った言葉も、どうなるかではなく、話し合いをしていく。今言われたように、そのようなことも含めてやらないと、そう簡単なものではないと思えますが、ただ、実際動いてみないと、今私は非難するわけではありません。私たちは地元にいると、何が答えなんですかといろんな人から言われますと、行っていますということしか言えないんですよ。しかし、どこかで整理していきたいと思えます。次の学芸員の問題は、

全てができるかというのは別問題として、このとおりでいいですか。

(酒本菊池恵楓園長)：今、学芸員の配置が一人ですが、一人を増員するという要望を出しているところですね。疾病対策課にですね。

(荒木合志市長)：今検討をしているということですか。

(鈴木管理室長原渕補佐)：今、検討と言うか、要望があるということ。

(荒木合志市長)：今日は、結論は求めています。

(鈴木管理室長原渕補佐)：いろいろ要望がある中で、学芸員の数も限られていますし、本来の国立の学芸員が不足している状況もあります。

(荒木合志市長)：今言いましたように、載っていないとできないと言うものでもありませんが、とりあえずここに書いてあるもので、検討をしていただいているということで、園と国ということでもいいですか。

(酒本菊池恵楓園長)：はい

(荒木合志市長)：次の3番目は、全体の問題と言うことで、自治会も○ということでもいいですか。次は、啓発手法に入ります。

(坂本政策課長)：啓発手法の7項目について説明。

(志村自治会長)：最初のパンフレット・ガイドブックや啓発ビデオ。これは、県それから市にも協力いただいて、今作成をしています。

(荒木合志市長)：これは、担当と言うよりも全体の問題として捉えたいと思います。あまり突っ込んで一つ一つを検討するというより、啓発は必要な部分でありますので、全体の共通の課題と言うことで、整理させていただきたいと思います。

(原渕補佐)：法律の専門的研修において、ハンセン病問題を必須研修項目として啓発するとありますが、具体的にどういうことですか。

(坂本政策課長)：法律の専門家ですので、弁護士とかになる大学などの法科の段階で科目に入れると言うことだと思います。

(原渕補佐)：弁護士になる方々は、人権について勉強しようと言うことですね。

(荒木合志市長)：啓発と言うのは、終わりがありませんので、ずっとやっていくことになりますので、特段この部分をどうしていくかというのは、答えとして出すのではなく、いろいろな関係者の方でやっていくということで行きたいと思います。次をお願いします。

(坂本政策課長)：施設活用の5項目について説明。

(荒木合志市長)：1番は、重点事項の2番と同じですね。2番も、重点事項の1番と同じですね。次は3番です。

(志村自治会長)：これは、大学の先生が恵楓園の環境を学んでいるゼミの学生を連れてきて、宿泊していた。過去、現実に何回かはあったということです。

(荒木合志市長)：これは一般的なことではないということですね。これは、検討項目として取り上げていくものですか。

(鈴木管理室長)：これは、4ページに既存の施設の開放とかで、セミナーハウスとかこのようなことを誘導するように書いてあるが、ある意味有効活用ということではいいのではないかと。

(荒木合志市長)：それでは、検討するということですか。

(鈴木管理室長)：いや、やっているところがあるということです。

(荒木合志市長)：この協議会で検討する項目ですかということを行っている。

(鈴木管理室長)：検討する項目ではないということです。

(荒木合志市長)：それでは、宿泊等の項目はこの協議会としては、外すということです。次に恵楓園全体を使った啓発活動に取り組む、これは、多摩全生園がやっている人権の森という考え方ではないんですね。

(酒本菊池恵楓園長)：ほぼ同じです。

(荒木合志市長)：私たちも、人権の森と言うのは、今、合志市の顔づくりと一体となっているというような、恵楓園の考え方と少し何かあれば出していただければ。

(酒本菊池恵楓園長)：現在、未使用の東第3からの建物を壊して、その後を人権の森という感じで計画している。

(荒木合志市長)：それでは、提案があるということできさせていただきたいと思います。そういう考え方でいいのではないですか。

(志村自治会長)：あきらかに人権としているものですから、それから居住空間ですね、例えば、まともに見えて恥ずかしくてしょうがないと文句が出てきてしょうがないものですから、空いたスペースには、できる限り木を植えていきたいと思っています。

(荒木合志市長)：分かりました。検討項目としてあげていきます。国は入っていないけどいいですか。

(原淵補佐)：いいです。

(荒木合志市長)：これは、国というよりも財務省が出てくると思います。例えば、市と一緒に木を植えようとした場合、財務省は、拒否すると思います。多摩全生園がそうでしたよね。

(太田中央委員)：この場合は、ハード面を言ってるんですかソフト面ですか。ハード面を言っているんでしょう。恵楓園全体を使った啓発活動に取り組む。実際、恵楓園全体には遊歩道があるんです。だいたい、朝昼晩、相当の数の人達がジョギングや散歩、犬の散歩があっているが、あちこちに犬のフンを撒き散らしている。入り口にも、そのようなことがないように書いてあります。犬の散歩では、犬のフンをそのままにしないように。わざわざオープンにしてあるのに、そのようなことをする。

(荒木合志市長)：オープンにしすぎる。

(太田中央委員)：また、挨拶もしない。開放してからですよ。ですから、園自体の遊歩道をなくすことですよ。現実的に開放しすぎて悪い面が出てきているなということです。これからは、そういうこともちゃんとしていかなければならない。

(荒木合志市長)：プラカード等には、何か書いてあるんですか。

(太田中央委員)：書いてあります。何枚かありますが、ここは少ないほうですね。

(荒木合志市長)：同じような人材センターにも書いてある。立入禁止と書いてあります。

(太田中央委員)：そうです、そういった人たちは立入禁止と書いてあります。実際、あそこにも立っています。

(志村自治会長)：このようなことにも、ものすごい管理費がかかっている。それでも、どうにもならないんですよ。もう一つは、現在の現業職員は、どんどん出ていって、今この63ヘクタ

ールに3人しかいない。その人たちだけでは、やっていけないような状況があります。森を造ろうと思うんだけど、木を植えただけでは森にならない。そのようなこともあって、いろいろ悩みがありまして、もう一つは、樹木はいいから、もう少し大きな木を植えてくれと言う話もあったりしているが、できる範囲の中で、成長する木を植えていきたいと思っています。

(荒木合志市長)：その件に関しましては、この中で検討していくということで、しっかり対応していかなければならないと思います。先ほど言いましたように、市民の声と言うのも無視するわけにはいかない。そして、恵楓園が浮き上がってしまっただけではいけない。溶け込むと言うことも考えないといけない。こちらに向おうと思ったら、市民が何でと言うこともあって、かといって、まったく知らない人達が、この中の話をしても迷惑な話になる。そのあたりは、地元としては、しっかり調整をしていきたいと思っています。それでは、次の施設を利用したイベントを実施することにより啓発を進めるも、同じで、一緒にいいですね。次の説明を。

(坂本政策課長)：各年齢階層ごとの総論の4項目について説明。

(荒木合志市長)：この分野、先ほどの部分も実は啓発の部分ではありますが、継続してやっていくことでもありますし、また、新たに取り組むこともありますので、特段、この協議会の中で、意見があればお聞きしますけれども、これも細部まで決めていくことは、今のところ必要ないのではないかと思います。いかがですか。

(志村自治会長)：私たち自治会が、環境学習を受け入れるとき、人権学習をやって、実際私たちがしゃべる言葉が通じているかどうかというのがありますので、そのような意味では、事前学習、そして、なお質問をしてみたい、質問をしたい項目を上げてもらって、それに対して、こちらが回答するという形をとってもらおう。そうしないと、この前の福岡の問題みたいに、勝手に先生が問題を作って、それで授業をやる。それで感想文を書かせる。それで、あのようなことになっているから、小学校の低学年、高学年、中学、高校、一般と言うかたちぐらいに分けた教育のやり方と言うのを考えていかないと、難しいかなと言うきはしています。

(荒木合志市長)：今回、作られるDVDの部分も人権学習の一つとしてお作りになる。それ以外に、熊本県の場合は、色々な形で指導、または恵楓園の中に入って学習している。それ以外の他県の問題になってくると、そのような啓発のしかたしかないのかというのは、この協議会で内容を吟味するのは、難しいかもしれません。これに関しては、いいものがあれば、その都度、協議会で話をさせていただければいいと思います。これは、協議会の項目としては、啓発と言う部分で残して起きますので、具体的にどうするかというのは、この協議会の中で難しいと思いますので、このまま残すことにします。次の説明を。

(坂本政策課長)：就学前の4項目について説明。

(荒木合志市長)：これは、先ほど志村会長から就学前と学校、社会教育という分けかたで話をされましたが、その部分だと思います。野上先生、これは、構想を作成された後で園として何かやられてますか。

(野上副園長)：話す内容は、その年齢層に応じて変わってきます。

(荒木合志市長)：学校教育、社会教育と言うのは、啓発の仕方ですので、何かあったときには、出していればいいと思います。

(志村自治会長)：就学前のことは、今、保育園がありますので、ただ、保育園の存続が問題になっています。

(荒木合志市長)：後ほどその部分については、話をさせていただきます。

(志村自治会長)：これは、本 の前に出た問題です。

(荒木合志市長)：分かりました。それでは、これは、協議会としての項目からは外させていただきます。

(坂本政策課長)：それでは、就学前、学校教育、社会教育も啓発と言うことで、全員でやっていくということですね。

(荒木合志市長)：誰がということではなく、全員でやっていかなければならないということ。

(坂本政策課長)：次の3ページの啓発についても、同じ啓発ですので、啓発につきましては継続でやっていくということで、誰がするというわけではないということですね。

(荒木合志市長)：それぞれがやっていくということ。

(坂本政策課長)：次に、介護・医療の重点事項の2項目を説明。

(荒木合志市長)：これは、一定の方向性ですか。

(酒本菊池恵楓園長)：これは、年とともに常に協議している問題でして、この協議会で検討していく。

(荒木合志市長)：2番目は。

(酒本菊池恵楓園長)：入所者が園で入院治療が出来る制度の構築を検討するは、国と園で今、進めています。多分、ほぼ順調にいきます。

(荒木合志市長)：では、協議会項目でよろしいですか。

(酒本菊池恵楓園長)：はい。

(坂本政策課長)：人員体制の1項目を説明。これも、重点項目と同じでよろしいですね。

(酒本菊池恵楓園長)：はい。

(坂本政策課長)：施設・整備の3項目を説明。

(荒木合志市長)：これは、いつも志村会長がお話されているような話で、協議項目とし捉えたいですか。

(志村自治会長)：例えば恵楓会館、これから、だんだん入所者が減ってきますと、施設の活用で電力代だけでも馬鹿にならないという話もありまして、入所者が使うのはいいんだけど、一般の人がすることに対してまで電力を使わせるのかという、みみっちい話ですけど、みんなのお金をなるべく節約していくようなことがあります。それから、医療に関して、昨日も副園長のほうがやられていましたけれど、そういった医療に資することで、

(鈴木管理室長)：何か具体的なものがあるんですか。

(野上副園長)：発言

(酒本菊池恵楓園長)：ここは、あくまでも入所者の施設ですから、・・・・・・・・・・。

(稲葉副会長)：上の方から指導があっているか分かりませんが、やっぱりあれだけ職員が減りますと回らないんですねいろんなことが。そうしますとやっぱり、減ってしまうといけないうちのそのようなこと。

(志村自治会長)：どんどん減らされるが出てきますと、その人数をどこから持ってくるのか

とか、園のほうとしては、そのようなことが前もって決まっていけない。それから、マイクを使うときには一人係がいて、ボリュームの調節をやる。そういったこと。そのような余裕は、福祉課のほうにはないですね。そういった問題がありますので、要望をしてもなかなか難しい。

(野上副園長)：他のところにも、ある程度人数はいると思いますが、そこにいる人を持って行って医療とか、介護とかするようなことをするという意味では、本来、問診に関わった人は園の半分です。園と国も言い合って園の、そのようなことをやるのに_____にボランティアであるとか、人を調整しましてその者たちですということも……………。

(荒木合志市長)：私の提案の仕方が悪かったんですが、これは、介護・医療の部門でありますので、今、専門的な高い部分の指摘をですね、例えば、我々が後ほどやります社会化という面でそこを使わせてくださいと言うのは時期尚早というか、私たちが検討する内容ではない。あくまでも、これは自治会の皆様方と恵楓園、それから職員の方々が今医療の現場で起きていることを、我々がとやかく言えるものではありませんので、これは、この協議会でやるというのには似つかわしくないと言うように思いますので、この介護・医療の部分に関しましては、今それぞれ現場でやっていただいていることで、もし、これを協議会で協議したほうがいいということがあったときには、出していただきたい。協議項目からは外させていただきます。

(志村自治会長)：もっともですね、_____もっと使ったほうがいいと思います。

(荒木合志市長)：社会化という問題の中で、もう施設を使っていいということが将来あるとするならば、そこは、注意を要すると言うことで、また話をしていきたい。

(酒本菊池恵楓園長)：今回、ご無理を申しまして申し訳ありません。

(荒木合志市長)：社会化の場合は、もう使っていないところがあって、後数年後には空いてきて、検討したほうがいいのではないかなというようにあった時は出してほしい。我々から言えるものでもありませんので、あくまでもその時、提案をしていただきたい。それは、社会化という項目に残しておきますので、次に社会化の部分をお願いします。

(坂本政策課長)：4ページの社会化の課題の1項目を説明。

(荒木合志市長)：これについて、皆さん方からご意見はありますか。なければ次。

(坂本政策課長)：社会化の重点事項の1項目を説明。

(荒木合志市長)：先ほど言いましたものに関しては、ここに残しておきますので、もし、自治会、恵楓園のほうからこういうことを考えられるかと言うことがあれば出していただきたい。これは、県、自治会も共通の課題と言うことで、○を付けてください。次を。

(坂本政策課長)：社会化の地域住民との交流の促進の5項目を説明。

(志村自治会長)：これは、やっている事業ですね。

(荒木合志市長)：項目としては残しておきますか。今、継続してやっていると言うことですが。

(鈴木管理室長)：ここは、既にやっていますので、改めて議論するというものではないと思います。

(荒木合志市長)：それでは、これは外すと言うことでいいですか。

(志村自治会長)：ボランティアガイドですが、これをNPOなどの法人化はできないかという問題が、一つ引っかかっているところがあります。具体的に言うと、説明する人がいないという問題がある。

(荒木合志市長)：ボランティアという状態だから、その日に出来る人に来てくださいという頼み方しか出来ないという事ですね。最近では、必ず誰かは来てくれると言うような形ではあるということですね。

(志村自治会長)：実際、福岡市から高速バスでいらっしゃるが、そういった人たちに交通費ぐらいの補償はできないだろうかということが、ボランティアさんのほうからも出ていますので、具体的にどのようなことをすればいいのか。

(荒木合志市長)：それに関しましては、項目として残しておきます。その部分ですね、全体ではなく、ボランティアガイド。これの、どういった人材の集め方、また運営の仕方、予算の組み方があるのかを検討する。

(酒本菊池恵楓園長)：ただ、ボランティアガイドは、実際、園のほうでは正式に認定していないんですよ。これの大きな問題は、園は、はっきり言いますと、ボランティアガイドに対する許可と言いますか。交流会館の利用促進とボランティアガイドの関連性というのは、非常に問題があると思います。と言うのは、交流会館のお客様は、ボランティアガイドさんが連れてくる見学者ですね。ところが、交流会館は、園が管理している建物である。実際そのあたりの建物の複雑さが出てくる。

(太田中央委員)：ボランティアガイドが、非常に立場が不安定と言うか、園の中での活動の決りというものが、園がはっきりと認識されてないと言う面が残っている。そういう園内での、そういう調整というものがされていない。

(酒本菊池恵楓園長)：ボランティアガイドの名前だけが一人歩きしておりますし、我々もはっきりと、時間も、どこの誰がボランティアであるというのも、電話があっているのも知らないし、何も知りません。そのあたりは認識している。

(太田中央委員)：そういう感じのボランティアガイドでありますか。

(荒木合志市長)：この会は検討会ですから、検討して事務局で調整しますので、調整させてください。その方向性でまた、話が出てくる話ですので。ここですぐ結論を出そうとしても無理な話ですので。

(志村自治会長)：ボランティアの人たちは、だいたい、所属は自治体なのか。どこの人間ですか。こういうのがですね、歴史資料館・・・・・・・・・・。

(酒本菊池恵楓園長)：ボランティアガイドのことはですね、園には何も相談されていない。ですから、何も言う権利がない。とにかく、一回されるときには、言ってもらわないと、園がどうするかできないですね。

(志村自治会長)：私たちも、個人情報保護という問題があって、弁護士のところでは身を守るなどの話がある人からあり、そうしないと個人情報保護がやかましいときに、理事会で責任を負えない。

(酒本菊池恵楓園長)：依頼されたから、講義とかしているわけですね。

(稲葉副会長)：200名からの視察がありました。そういうことで、誰に、今日5名必要と言うとき、自治会で管理できないんですよ。それがあります。

(荒木合志市長)：一時的に、勝手連と言う位置づけなんですよ。ですから、暗黙の了解で、悪いことではないので、どうぞご自由にと言うことですよ。ただ、そうなってくると、これは、

言葉が悪いですけど、マスコミというのは、そのような文言は大好きですから。自治体も国も県もまったく拒否しない、勝手連的なこと、それはどうかと言うことです。

(志村自治会長)：東村山の多摩にある資料館、四国もそうですね、全部、____、検討に入っているんですね。

(**原淵補佐**)：学芸員と言うのは、国立ハンセン病資料館の職員をこちらに派遣しているという位置づけです。

(志村自治会長)：どうしてほしいということに対しての、どういう形で学芸員がいるということで認識いただいて、・・・・・・・・。

(荒木合志市長)：認知度ということでは、ボランティアガイドの存在意義そのものは評価されてしまっている。今からこれを無視するということは、当然できない。ただ、次回NPOも含めて、受け皿的になりうるものがあるのかどうか少し情報収集をしてみたい。それが、あった時には、検討していく。言葉はボランティアですから自由なんです。ただし、そこに費用がでてくると、これはボランティアではありませんので、有償活動ということになりますので、そうなってくると益々、どこからも手をあげることは出来なくなる。ですから、一旦、事務局にお預かりさせていただきまして、ただ、検討材料としては残しておきますので、お時間をいただきたい。それ以外のところは進んでいる、また、やっているということで、協議項目から外させていただきます。次を。

(坂本政策課長)：施設の一般市民への開放の8項目を説明。

(荒木合志市長)：先ほどのボランティアの部分で、どこがやるのかというのを説明していませんでした。園を消していただいて、県、市、自治体とします。啓発と言う部分で捉えた形になると思いますので、検討は、県、市、自治会でやらせていただきたい。当然、協力候補として上がったときには、国また、県に対してもご理解をいただきたい。次に、今説明がありましたが、園と自治会も絡んでくるんですが、ゾーニングという、私たちではまったく分かりません。

(志村自治会長)：結局ですね、国から全面的に____が出たばかりで、私たち自治会では国のほうがおふれを出しているのではないかと言うことで、○付けていなかったんですが。こんど国のほうは、・・・・・・・・。ただし、合志市と同じで、財務省がちゃちゃを入れてきたみたいで、市街化調整区域だという問題が出てきたんですよ。実際、____問題で市長も大変苦労されていると思います。ほんとうにおかしいですね。国の施設を貸すのに、市街化調整区域が出てきたり、財務省が出てきたり、その辺の何か責任が出てきたりする。

(荒木合志市長)：実は、ありがたい立場は、この協議会を正式に認めていただきましたので、協議会会長として財務省との話しに行くことになります。今までは市長という立場で、どうにかできませんかという相談をやっていたのですが、この協議会で方向性が決ったと言うことであれば、それを持って協議したい。何が問題ですかというように交渉に行くことになりますので、今までとは立場が大きく変わると思います。今、お墨付きをいただいた。ただ、その時に、園と国、いわゆる厚労省さんは、言葉は悪いんですけど、逃げられない。

(鈴木管理室長)：市街化調整区域と言うことだと思んですが、そこが市街化区域ということにつ

きましては、1番に何を考えなければならないかと言うと、入所者の方の医療とか、福祉、そういうことが大事。そこが市街化ということになった時に、こんどは再開発とかの開発になってくると、あの近くに、たとえば恵楓園の近くに高層ビルが建つとか商業地域、そういうことを言われると、やはり療養環境の面からいうと、非常に問題がある。それが違う。それがなければ、特段、国とか県とかはそんなに言うことはない。そういうところは事実を見込んで考えていただければ。

(志村自治会長)：御代志駅のところに第3センターがあるが、あそこから60メートル離れていれば、開発していいというようなことを、既に10年ほど前ですか、同意をしている。だけど、今、2階建ての建物があそこに出来るとなると、それはどうかと思いますが。3階から5階の建物だったら、異議が出るかもしれない。

(荒木合志市長)：仮に市街化に入ったとしても、それほどの高さの建物と言うのはそこは無理です。

(稲葉副会長)：何年か前からそういうのも含めて、高層ビルの話は出ていなかったけど、パチンコとか遊戯施設、そのあたりに飲み屋とか、そういうのも含めて開発が必要と言う話があった。

(荒木合志市長)：ここは条例で、風俗営業の許可を必要とするものは、建てることはできないとなっています。ただ、我々としては商業施設というのは、かなりのものを是非、それは当然開発の場合は可能になります。それがないと、事業がペイしませんのでやれないんですが、ただ、私がこの市街化に編入とっているのは、今財務省が市街化調整区域として持っている財産価値と、市街化に編入したからといって、例えば、言葉は悪いんですが、この土地で、市に固定資産税は一円もいただいているわけではありませんので、国として持っている分には、市街化だろうがまったく意味がない。今、開発の部分と言うのは、用途という部分で縛りを掛ければ当然市長が誰であろうと、ここは、用途を指定してしまえば当然つくれるということではありません。ですから、その辺はかまわないんですが、ただ、はっきりしてもらいたいのは、国も、今日はたまたま健康づくりの方ですから、志村会長がおっしゃったように、いざ開発に、それを民間的に入れようということであれば、調整区域を前面に出してきます。それから調整区域ですから、開発行為等々は含まれてくる。そうなってくると、道路に面していないと、開発できませんよとなる。じゃ、道路は新たに作りなさいとなった時に、投資をする人が民間にいるかということ、まず100パーセントいない。ですから、現実的にやるというなら、やっぱり市街化に編入をしておくべき。それには、ある意味民間がこう使おうと言う形がある。それは、申しあげましたけれども、そこは、紳士協定ではないけれども、協定書を結んで、そういった場合の対案で、ここは、これまでは可能だ。ここには認めない。ということ、逆に言うと事前に出していただいたほうがいいと思います。そうしませんと、計画をたてて、これも駄目、あれも駄目ということでは私たちが計画が立てられなくなりますので、逆にいいチャンスだと思います。討議をしていただいたほうが、我々も計画を進めることが出来る。社会化に関してはですね。ゾーニングというよりも、社会化という項目で、会議にあたって一つ一つ小さく項目を割るのではなくて、社会化を進めるにあたって、その____だとか啓発とかに対して、どう答えを出すかという協議は、残しておいていただければありがたいと思います。ゾーニングということになると、私たちではまったく分かりません。

(酒本菊池恵楓園長)：このようなものは、イメージは湧くんですけれども、国側とすれば頼りないということ。

(荒木合志市長)：今のところ、たぶん、私たちが考えて作っているものですから。

(酒本菊池恵楓園長)：いろいろこの資料を見たけど、最初から渡してもらわないと、何日か前には最低。ここで、国と証言しますから、検討しますから、話すことも出来ない。そういうことなので、まず、前にほしいですね。ですから、いろいろ言いますと微妙なところなので。

(荒木合志市長)：あのですね、微妙だから出ているんですよ。

(酒本菊池恵楓園長)：それは分かるんですけど。検討するというのは分かるんですよ。それは。

(荒木合志市長)：ですから、園として私が微妙だと言ったのは、そういうことです。ただ、今、国が恵楓園に全ての権限を与えているという冒頭の話がある。

(酒本菊池恵楓園長)：それはそれでいいんですけど、その段階になると答えきれない。

(荒木合志市長)：そういうことです。本日大変だけれども出て欲しいといったのは、今日答えを出すものではない。大枠の中で議論をする。その中に参加する。共通の課題として認めてもらわないと、これが議論が出来ない。ただ、これを事前にアンケートで皆さん方にあげていたら、自分のところはここは違うと出てくる。それは立場だから分かるんです。ですから、社会化は、共通課題というかたちで、全部入っていただきますということで、一つ一つ小さく割ってしまうと、微妙な部分がありますから、提案を出していただいたり、逆に提案をそれぞれが皆様の意見を出してもらおうと言うことで、社会化という全体に膨らませた形で、共通認識で項目として残したいと言うことで、いかがでしょうか。県のほうからは、意見はないですか。言っておかないと県は、みんな了解だということにさせていただきますので。直接の土地の管理者ではないと思いますが、先ほども言いましたように、開発の許可は知事です。建築確認許可も知事です。道路の___予算等々も、これに関しての許可等は知事です。ですから、国が土地を管理していますが、許認可は県がいっぱい持っているわけです。ですから、社会化は、県知事が入らないと、議論は国がいいと言っても、県は大丈夫なのかということになってくる。ですから、全てが後ほど第3項目で議論をしますが、そこに行き着いてしまうということなんです。だから私は、私一人でいろいろ回っても、答えが出せないといっているんです。ですから、社会化という項目については、先ほどのボランティアと併せて、項目として社会化に付いているというかたちで、協議項目をつくらしていただきたいと思います。

(志村自治会長)：今年も既に19名が亡くなり、320名になっている。この問題と言うのは、本当に近い将来、100名ぐらいになるんですよ。そうなった時、現在の医療センターの位置はずっと今の位置であろうと。人員もだんだん介護、看護、この種類も増えています。そうすると、そうなった後に、市議会のほうでも検討するんですけど、やっぱり、また市にやったというのが、_____と思っている。そうなった時、その後を、これは県もいますので、市もそれなりにしっかりした事業方針なんかも作って欲しいと思います。そういった後に、施設のあり方、施設の利用の仕方、そういうことを考えていくと言うことです。国のほうからも、ずいぶん積極的に〇をさせていただいている部分もありますので。

(荒木合志市長)：これは、こちらから付けていますので、自分たちは出てきませんと言ってくださいね。これは、心配しなくていいです。私も説明が悪かったんですが、事前にそれはやりま

すねと言ってもらえればいいです。それは何でかと言うと、先ほど冒頭に言いましたけれど、私には何の権限もないです。市長は。責任はありますけれども。これは、本当は恵楓園なり、国が座長、会長をやっていただいて、市にそれを協力してほしいと、国はこういう進め方をしたい。自治会とは、こういう話し合いが出来たので、こういう運営をしたいんだということで、市長、協力してくれと言われるんだしたら、私は喜んでやるんですよ。今は逆にしているんですね。だから、言いたい放題言えるのが市長だと。ですよね私に決定権はないんですから、だけど、そこは、重きを置いて欲しいですね、皆さんがたに。何で私がここまで動いているのかというのは、住民なんですね皆様方が、自治会の方々は、私の大切な市民の一人なんです。その人の人権と生活を守ってやっている。それは、私の責務でありますので、それだけの一点で、このような協議会を開催してですね、決して皆さん方にプレッシャーや迷惑をかけるつもりはありません。本来は、それぞれが解決しなければならない問題なんですよ。私が提案することではない。そこを勘違いしないでいただきたいと思います。私がいっていることが皆さん方迷惑だと思っているのであれば、_____。皆さん方に代わって私が調整しているのだから。大きな勘違いをしないでもらいたい。私は黙っていいんですよ。被害を受けるのはあなたたちなんだから。真剣にやってないということではないんですけど、そこを考えないから、検討、構想と作って、魂が入っていないと私が言うんですよ。そこを是非答えを出していくようにしないと、今、志村さん達が一番不安視されている、やっぱりみんな_____でやってる障害がどんどん、それがひどくなっている。それでは、誰が守ってくれるんだと。そういうことでありますので、それぞれが今までやってきたものを集約して、それだけ力を合わせたら、良い結果が待っているんじゃないか。そう思っています。

(鈴木管理室長)：一般市民への開放と言うところですが、3番目は、先ほどの区域との整合性から、この協議会での議論は必要ない。

(荒木合志市長)：ですから、一つ一つの項目を具体的には、話し合いをするのではなくて、社会化という大きな枠の中に、先ほど言いましたように、このようなことが可能ではないかとか。例えば、室長のほうから出してもらったときに、

(鈴木管理室長)：いや、今は項目ごとの意見と言うことでは。

(荒木合志市長)：それをまた、一つ一つ具体的にやっていく必要があればやりますけれども。

(鈴木管理室長)：私が言いたいのは、ここにある上から3行目の既存施設をセミナーハウスや宿泊施設として活用しの項目は、1ページの施設活用の3番目は消えていますよね。そういう意味ではないんですか。

(荒木合志市長)：消していいんですけど、これを消したら何かを残すのかという議論ではなくて、ここに項目は残す。一つ一つは議論しない。新たに社会化という問題で、提案をそれぞれがしてもらったものを、検討しませんかと言ったんです。ですから、ここに書いてあるものでも、もう出さない。出すというのは、それぞれが出してもらえばいいということです。ですから、消すとしてしまいますと、社会化ですから、可能性を全部否定してしまいますので、私も全部消してしまいますかと言う話をしたんですが、やっぱり社会化の部分は、私たち合志市でやりなさいとなっていますので、それに囚われるから、これに書いてあるものでも、無いものでもみましょうということを書いてあります。ですから、議論しないと言うのは当

然消えていきます。この中で、自治体からも要望してるの。自治体からの要望と書いてあるけど。

(稲葉副会長)：構想を作る中で出た内容をまとめてある。

(荒木合志市長)：自治体からの要望と書いてあるから、自治体から要望したんだらう。市民からの要望であれば分かるけど、自治体と言うと市では。

(酒本菊池恵楓園長)：これは検討するだから。

(荒木合志市長)：自治体と言うのは、合志市だけではなく、いろいろあるということですね。合志市というだけではなくてですね。これは、一つ一つ議論するのではなく、社会化という枠で議論しましょう。

(太田中央委員)：希望と要望がどちらなのか、それが一番不安なんですよ。希望は希望、要望は要望、それをちゃんとしないと何のための話し合いなのか訳が分からない。希望的観測と言うか、そういうのは非常に多い。希望と言うのは多い。要望と言うよりも。検討していくというのは結構なんですけれども、希望と要望をちゃんとしとかないと。

(荒木合志市長)：一番は皆さんの話すことが一番ですから、そこからスタートしないと。何か私たちが強制的に社会化を進めるようなこと、それは だ と思うんですよね。求められないものを社会化とは言わない。求められるものがあればそれを、具体化していかないと。何でもかんでも進めていくことはできません。それでは次を。

(坂本政策課長)：5ページの社会化については、どうですか。

(荒木合志市長)：これも何か、私たちとしては非常に、園のことですよ。酒本院長どうですか。

(酒本菊池恵楓園長)：医療についてはですね、こちらで と思います。

(志村自治会長)：これは違うんですが、私たち自治会としては、隣に再春荘病院がありますね。そうしますと、あそこと競合する診療科は、私たちのところでは出来ないんですよ。現実にはね。そういう制約があって、 がですね無医村になる可能性を感じるものがある。それは、数ある行政の中でも、一応ですね、恵楓園は医療関係に恵まれているというだけの話で、実際には、再春荘にある診療科は、私たちのところではやれないということですよ。

(酒本菊池恵楓園長)：そんなことはない。私たちのところにも、外科医が3名おりますからね。患者よりの をしていかなければならない。

(志村自治会長)：

(鈴木管理室長)：実際に医療ができるかといわれると、~~そこまでは実際出来な難しい~~ と思います。

そのような診療については、~~実際ここで対応するしかない。県とか市のほうで、~~ 県立、そういうところから派遣があるとか、そこはまた 県 や合志市にお願いしにいく と必要がある。

(荒木合志市長)：それは、ハンセン病入所者所在地の協議会の中で、医師の確保、そういう目標を全国運動で継続してやっていく、そういうことですね。

(酒本菊池恵楓園長)：審議会の中でもありますので、国と県と審議会がありますので。

(荒木合志市長)：今まで、いろんな方々のご協力がないと、志村さん達だけでは答えがとれなかったという疑心暗鬼の部分があるということですね。

(志村自治会長)：県と市だってですね、恵楓園は大変ですよ。再春荘にある診療科をですね、一つも減らさずそのまま、診療はできるかと言う問題は、簡単ではないですね、出来ると言わ

れたけど。_____をあまりしないとやる前提がないと出来ないですよ。

(鈴木管理室長)：それは、医療と考えるとやはり厳しい。_____
_____がんばっていきますと言うこと。

(志村自治会長)：ただ医師が来てくれるかということ。

(酒本菊池恵楓園長)：それは、私たちががんばります。

(荒木合志市長)：私も養生園の組合をしていましたが、あと一人探さなければならぬのに、どうしても来てくれません。社会化というのは、法律で我々にやれと書いてありますよね。国と県と地元自治体にやれと書いてありますから、外すことはできないので、ただその時に、今言いましたように、市か自治会の皆様方が困っていると言うような話が出た時には、協議会等に社会化という意味で出しますよと言っているんです。制限があろうとなかろうと、主はここですから。だから社会化の意味はここを指す。我々も逆に出して、市が一体とした恵楓園と地域が一体となったこういう進め方をやりたいと思いますけど、いかがですかという提案の仕方もさせていただきたい。その時には、県の許認可が関わってくるので、その部分は、協力してよと、その部分はこういう形に変えれないかと言うような形で、当然許認可を持っているところが、やれるやれない協力するというのは、そういうことは、私は全部個別にやってたんですよ。やってたんだけど、こっちでどうだこうだ、こっちではまた話が変わって、こっちからまた話がでてくる。そうやって4年間やってきましたから、それでは出来ない。何の進み方も出来ない。私は全体のまちづくりという責任があるので、転入だけを請け負う自治じゃいかんというのがありましたので、こういう協議会の場で答えを出して行こうと言っているわけです。ですから、社会化ということで捉えてください。〇がある無いというのは、無いということでもあります。〇したから、その人達だけがやればいいという話ではないからですね。そういうふうにと捉えていただきたいと思います。次はその他。

(坂本政策課長)：その他の3項目を説明。

(荒木合志市長)：これはですね、個別に自治会のところに〇が付いていませんけれども、自治会の方々にも入っていただく。3項目とも。これは大事な項目ですから。それでは次の項目を。

(坂本政策課長)：6ページですけども、全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会の総会時に決議されたということで項目を読み上げます。(13項目を説明)

(荒木合志市長)：これは毎年、鈴木さんのほうにお渡ししている。ただ、この〇のほうですけども、これは、ここにも関係がある。いや、これは外したほうがいい。ということであれば、このとおりでいいですか。さっきもありました、この賃借料の問題というのは、財務省に関係してくれんですね。厚労省にいくら言われても、これは困るでしょ。

(鈴木管理室長)：財務はですね、ここに書いてあることは、……国有財産の法令等をみるとできないとしています。

(荒木合志市長)：ゼロとは言わないまでもゼロに近づけることは。

(鈴木管理室長)：まったくの免除というのは、今の法律上は難しいと理解しています。そして減額については、そこは減額するんですね。今の法律では、適正な鑑定評価をして、と言うようなことになっていますから、後は、そこの運用ですね。それで、私のほうといたしましては、常に保育所とかですね、多くの_____そういう実績があります。管理業務評価は、1社だけ

ではなく数社から取って、その中間的ですけども、そのような手法で管理評価を行っています。ここで、医師・看護師等の不足の解消というところで、うちの希望を言いますと、ここに、県とか市の○を付けていただけたら、ありがたいなと思います。やはり、うちから県のほうとか市のほうにお願いに行くケースがあります。そういう意味合いで意識をいただければと思います。

(荒木合志市長)：それは、1番目と2番目のことですか。

(鈴木管理室長)：2番目ですね。

(荒木合志市長)：1番目はいい。

(鈴木管理室長)：1番目は、内輪のことですので。ここで、県とか市の皆様のご協力をというところまではできませんので、ここで○を付けるというところまでは。

(荒木合志市長)：県はどうですか今の。

(下村健康づくり推進課長)：具体的な内容が分かりませんが、全体との関わりがない中でも、ケースバイケースを含めて入れていただくということなら、いいと思います。

(荒木合志市長)：他にはありますか。

(原渕補佐)：歴史的建造物及び歴史的資料等の保存・活用については、本来ならば国を中心にやっていくべきですが、場合によっては地元の、例えば資料であるとか、この中に残せないケースとかがあって、地元の県立の資料館であるとか、市立の資料館であるとか、そういうところに、お願いするというのは将来的にはありうるのではないかと考えています。

(荒木合志市長)：それでは、県もお願いしたいですね。

(酒本菊池恵楓園長)：下から3番目のハンセン病を正しく理解するための学校教育及び啓発事業の推進で、現状では、社会交流会館が開いていますので、園が中間的役割を持っていますので、○をしてもいいと思います。

(荒木合志市長)：分かりました。それでは、常に全国組織で動いているこれに対しても、この協議会で、○したから責任があるとか、○がないことはしないということではありません。基本的には、主になっていただきたいと思います。それでは、最後のページの説明を。

(坂本政策課長)：7ページですけどの、将来構想策定後に生じた新たな事項ということで、市から3項目説明します。3項目説明。

(荒木合志市長)：かえでの森子ども園については、志村会長にもご説明にあがりました。今、非常に苦しい立場にあるんですけども、県にも説明にあがりました。それと、辻さんのところにも説明にあがりましたが、その後、何か解決策等が、今日言えることがあれば。

(下村健康づくり推進課長)：検討は今、いろんなことを含めまして、検討をしていますけれども、その検討で、やるという意味ではなくて、関係の方が、真摯にお話をさせていただく関係がつかない部分でありますので、今日は、お話は出来ないところです。

(荒木合志市長)：今日はまだ言えるものではないということですね。室長のほうはどうですか。今日はまだ言えるものではない。検討はしていただいていますか。

(鈴木管理室長)：もちろん検討しています。

(荒木合志市長)：今ありましたように、年次としては時間があまりありませんので、この協議会でということはしませんが、逐次答えをだしていきます。これは、前向きにという話し

ですから、その件については調整を。子育て未来課に話をしてください。一応項目として、前でしょう。その時には、これを作ったとき、その後に私が相談に行かせていただきました。年度内に答えを出してもらうように。

(原渕補佐)：2番の人権啓発センターの設置提言で、国と園があがっていますが、提言は県なんですよ。そういうことについているのかと。

(荒木合志市長)：責任がと言うことですか。ですから、厚生労働省というよりも、国というひとくくりにしてある。先ほども言いましたように、それは、私が一度調整と言うか、話を聞きに法務省に行きたいと思います。法務省にその旨伝えていただければありがたいです。これは、当然社会化をするためにアイデアを、どうしたらいいかということを出るだけ出してもらおう。これは、にまかせていただいて、それに対してご理解と、またはご意見、これはまづいね、これはいいね等は順次、これは近々の課題だった訳ではありません。

(志村自治会長)：園長がですね、わざわざ皇后さんにですね、宮内庁まで行って、を申し上げたと言う経緯があるんですね。その保育所を潰していいのかというのは大変なこと。これは、どういうあれがあるのか、道筋があるのかは、私たちには見えませんが、

(酒本菊池恵楓園長)：もうちょっとかかる。

(志村自治会長)：よろしくお願ひしたいと思います。それと、自治会のほうで○が付いていない項目がいっぱいあります。それは、中央委員会に諮って、出すべきものがあるか、なければ。

(荒木合志市長)：私の説明不足だったんですが、これは、事務局で○を付けていますので、ようは、参加するかしないかという○ではなくて、あなた達が責任を持って解決をなさよという責任の○です。ですから、会議に参加させるさせないの○か×かではありませんので、すいません。私の説明不足ですね。市だから、○をつけることができるだろうと思って。皆さん方に○を付けてくれと言ったら、○しないだろうと思いました。○したつもりもないけどと思われたかもしれませんが、あえて市で付けさせてもらいました。

(志村自治会長)：最後に、人権啓発センターの設置の提言というところに、自治会は○していないけど、無らい県運動検証と言うものができました。あそこに啓発センターをつくらう、それが熊本県にみならず、世界の啓発センターになってくると言う提言がしています。はたしてということになっていますので、どんなことを言うのか分からなくて、迷った結果ということです。

(荒木合志市長)：どちらかと言うと、これは、検証結果、是非必要だと言う知事の判断で発表されたものと、私はそう捉えておりましたので、責任を持って是非やってほしいということです。

(下村健康づくり推進課長)：あれは、あくまで検証委員会の提言として受けたということになっています。

(荒木合志市長)：失礼しました。知事が言ったのではないんですね。

(下村健康づくり推進課長)：ではないです。これは、県だけで作るのではなくて、そういう意味では、のご意見であるとか、後は、できないのか、そういう意味で 問題 がありますので、その辺を踏まえて最終的には決めていく。

(荒木合志市長)：中身と言うのは当然、見させていただきますけれども、決めたから全部出来るかと言うと、そんなものではないんですけど、私が言いましたように、どこかが決めて、動き

出して、やっていかないとですね。今言いましたように、ここに本来関係する人がみんな出てきてくださいと言ったら、相当の数の人に出てきてもらわなければいけない。現実的に、それは不可能。ですから、まとめるというのは、情報は全部出していただいて、最終的には知事なり、大臣なり、結論をだされることになると思います。そこは、私は追い込んでいきたいと思います。正直な話、もう疲れました。4年間ひた走りに回ってきましたけれど、正直止めたいと言う思いがありました。だけどそういう訳にはいかないですね。これは、行政の責任ですから。そう思いますので、この協議会で一つ一つ前に進んでいけるようにしたいと思います。皆さんの同意がなければ、進みませんので、今日を皮切りに、また、やりたいと思います。以上、私のほうで準備した問題の資料は、逆に言うと、また、他にもあるんだよということがあれば、出してください。志村会長何かありますか。

(志村自治会長)：今後も恵楓園のことを皆さん忘れずに、ご協力のほどをよろしく申し上げますということを最後に申し上げます。

(荒木合志市長)：本当に長時間ありがとうございました。言い過ぎたこともあったかもしれませんが、深くお詫びをしたいと思います。ただ、一にも二にも解決したい、なかなかできないという思いがありますので、一つの道筋があると思います。本当にわざわざありがとうございました。秋には、第2回目をやっていきたいと思いますので、本当に今日はありがとうございました。これで、第1回目の協議会を終了します。

(坂本政策課長)：それではこれで、第1回目の協議会を終了したいと思います。今後、この協議会は会長が必要に応じて召集するということになっていますので、今後2回目の必要が生じたならば、また、第2回目を召集したいと思いますので、その時にはよろしく申し上げます。